

〔研究ノート〕

「共同体のための賦役労働」について

望 月 清 司

『資本論』第一部第八章「労働日」の第二節「剰余労働に対する渴望。工場主とボヤール」は、いろいろな意味で、よく知られた節であるが、ここではもっぱら、その中の「賦役労働は、ドナウ諸公国では、現物地代およびその他の農奴制の付属物と結びつけられてはいたが、支配階級への決定的な貢物をなしていた。こうした事情のところでは、賦役労働が農奴制から発生したことはほとんどなく、むしろたいていは逆に、農奴制のほうが賦役労働から発生したのである。」という一節だけをとりあげる。

この、対句の妙味を駆使したマルクス好みの一節は、そのすぐあとに若干の説明が付せられているとはいえ、『資本論』第三部第四十七章「資本家的地代の発生史」における前資本家的地代諸形態の叙述のほうを下敷きとして読む眼がつくられていると、わかったようでわからない一節といえる。というのは、わが国の通説では、「農奴制」とはまさに労働地段階の農民的隷属関係のことであって、賦役と農奴制とは相互に重なりあい規定しあう、いわば切っても切れない概念であるから、「賦役労働が農奴制から発生する」とすれば、賦役労働をまだ発

目 次

〔研究ノート〕

「共同体のための賦役労働」について…………… 望月清司 …… (1)

〔資料紹介〕

中華人民共和国婚姻法関係資料…………… 宮坂 宏 …… (12)

<研究業績>

生させていない農奴制という概念を想定しておかねばならなくなるし、また一方、「賦役労働から農奴制が発生した」とすれば、農奴制にもとづかない賦役労働という不自由労働体制を表象しなければならないからである。「農奴制」(ライブアイゲンシャフト)に対して「隷農制」(ヘーリヒカイト)という範疇が同じく通説によって定立されているが、これはいうまでもなく、生産物および貨幣地代段階の領主＝農民関係であって、賦役労働を収取するシステムではない。いずれにしても、賦役労働収取の体制イコール農奴制、という論理に依るかぎり、この一節を明快に説明しきることは困難なのである。

ところで、『資本論』第三部の地代論の箇所に、右の、ドナウ諸公国における賦役労働からの農奴制の発生史とほぼ同様な叙述がある。それは、第四十七章第五節「分益経営と農民的分割地所有」のうちの、理論的位置づけはややあいまいであるが、グーツ経営成立史論に渾然と帰属させられている一節である。

「自立的農民経営への移行後に、たとえばポーランドやルーマニアに残っていた古い土地共有の遺物は、これらの地方では、より低級な地代諸形態への移行を生ぜしめるための口実として役立ってきた。土地の一部分は個々の農民たちに属し、かれらによって自立的に耕作される。他の一部分はゲマインシャフト的に耕作されて剰余生産物を形成するのであって、これは、部分的にはゲマインデの支出をまかなうために役立ち、部分的には凶作などのための備蓄として役立つ。剰余生産物中この最後の兩部分は、そしてついには全剰余生産物がそれを生じた土地もろともに、だんだんと国家の役人や私人たちによって横奪されるのであって、本源的には自由な農民的土地所有者たち——かれらがこの土地を共同で耕作すべき義務はそのまま維持される——が、かくて賦役義務者または生産物地代支払義務者に転化するのであり、他方、共有地の横奪者たちは、その横奪した共有地のみならず農民所有地そのものまでも、土地所有者に転化するのである。」(引用A)

煩をいとわず引用したこの一節が、一般にグーツ経営成立史として解される理由を推測すれば、それは三つある。第一には、この叙述を含む第五節が、第四節「貨幣地代」の次の「われわれの地代展開系列の終点」であり、「本源的な地代形態から資本家的な地代への一過渡形態」とみなされる分益制度に関する叙述と分割地的土地所有の中間にすえられているという論理的な位置。第二には、右の引用文の冒頭にある、「自立的農民経営への移行後」の「低級な地代諸形態への移行」という言葉から、当然のことながら、貨幣地代段階の自営農民経営——典型的にはイギリス・ヨーマン——が、逆転して「より低級な地代形態」(ここでは労働地代)に転落するというイメージ。そして第三に、前述の、通説では不可解な、賦役労働と農奴制の関連

を、再版の農奴制すなわちグーツ経営（農場領主制）という——しかし「再版農奴制」概念はマルクスのものではないことに注意——特殊形態で把握しようという発想である。

しかし、通説に忠実であろうとして、このように解釈したところで、前述のあの一節を正しく理解できるわけではない。第一部第八節のあの叙述は、あくまで「農奴制の発生」を説いているのであって、「再版農奴制の発生」を説いているのではないからである。文献史的に見ても、第一部完成稿のほうが第三部手稿（1865年1月から12月まで）よりも内容的に新しいことはいうまでもない事実であって、この問題に関するかぎり、第三部地代論の上の引用文は、第一部「工場主とボヤール」論のさきの問題とくきはなして論ずることはできないのである。

賦役労働と農奴制に関する本稿頭初の一文には次の文章がつづく。またも長文の引用であるがおゆるし願いたい。

「ルーマニアの諸州——ヴァラキア侯国とモルダヴィア侯国の両ラント（望月）——ではそうであった。そこの本源的な生産様式は共同所有にもとづいていたとはいえ、スラヴ的な、いわんやインド的な形態での共同所有にもとづいていたものではなかった。土地の一部分は自由な私的所有としてゲマインデの成員たちにより自立的に経営され、他の一部分——アーゲル・ブープリクス——はかれらによって共同に耕作された。この共同の労働の諸生産物は、一部は凶作その他の災害のための備蓄として役だち、一部は戦費・宗教費およびその他の、ゲマインデの諸支出をまかなうための国庫として役だつた。時の経過とともに、軍事のおよび宗教的高位者たちが、共有財産とともに、そのためになされる諸給付を横奪した。自由農民がかれらのゲマインデ地でおこなった労働が、ゲマインデ地の横奪者たちのための賦役労働に転化し、それと同時に農奴関係が発展した。」（力点マルクス。これを引用Bとする）

ここでの「本源的な生産様式」は、マルクスもいうとおり、インド的ないしその変種たるスラヴ的共同体のそれではない。インド的共同体には、自由な私的所有は存立しえないからである。さりとて、古典古代的ないしゲルマン的共同体における生産様式でもない。それらにあっては、共同地の共同耕作は行われていないからである。いわば自立的農民経営はゲルマン的、共同地耕作はインドもしくはスラヴ的、であるという、移行期に生ずる一種の混合形態である。しかし共同体の類型区分はここでの問題ではない。

引用Aと引用Bを比較して気づくことは、引用Bがあくまで「賦役」に合せた視点を堅持していることであって、それは、マルクス自身が付した「ゲマインデ地の横奪者たちのための賦役労働」という点をとくに強調していることでもわかる。この観点から見直して見ると、賦役労働という用語でマルクスが二種類のそれを区別しているのに気づく。すなわち、右の「共同

地横奪者のための賦役労働」と、それに「災害用備蓄および軍事的宗教的支出のための賦役労働」である。グマインデ所有地の共同耕作という形態で給付される賦役労働は、形式的には共同体の指導部の作成したプランに基いて指導部から賦課される労役ではあるが、これはいうまでもなく、剰余労働であり不払労働ではあっても搾取される労働、「労働地代」としてあらわれる労働ではない。凶作その他の不慮の災害時には、ふたたび自己のもとに環帰するであろう生産物、それに生産物の直接的形態でないとはいえ軍事的防衛・宗教的庇護の形でグマインシャフト的に享受しうる無形の財産、これを共同体的賦役労働として、共同体にひとまず譲渡するのである。

このように考えれば、さきの「賦役労働(a)が農奴制から発生するのでなく、逆に、農奴制が賦役労働(b)から発生した」というマルクスの真意の推測が可能になる。これをパラフレーズすれば、「領主のための不払の賦役労働が人身支配体制から発生したのではなく、もともと共同体のために行なわれていた賦役労働が新たに成立した領主によって利用されて、領主のための賦役労働に転化し、そしてその賦役労働を確保するための人身支配体制が発生した。」ということになる。「賦役労働 a」と「賦役労働 b」とは、給付の形態は同じでも、それがそのもとで行なわれる生産関係を異にしていたのである。「より低級な地代諸形態」への移行とは、より高級な地代形態からの逆行または転落ではなくて、一般に地代收取関係への、しかしそのうちでも比較的low級な、たとえば賦役とか現物給付といった形態への移行、という意味であろう。エンゲルスが右の一節に付した第三版への注(44a)は、この意味で見当ちがいということになる。

二

農奴制なき賦役労働、という用語には、ひとが通説に親しんでいればいるほど違和感をおぼえよう。しかしそれは、「史的唯物論」ないし「唯物史観史学」のほうから逆にマルクスをながめた場合にのみ生ずる、もともと転倒した違和感にすぎない。同様なことは、賦役労働なき農奴制、という関係概念についてもいえるのであって、マルクスの真意にあっては「農奴制」は、給付形態からいえば労働地代と生産物地代の両方を含む、しかも土地への人身緊縛という一点を強く意識した不自由労働体制であった。中世史学の考え方では、もとより地代給付と人身不自由とは全く別個の次元のシステムであったこと、たとえば死に至るまで「農奴」であったマウルブロン修道院長とかユーリヒ侯国の駐ヴァチカン大使などの例でも明白だが、そうした史実を別にしても、マルクス自身の概念規定において然りなのである。

その問題はいま措くとして、共同体に給付する賦役労働(さきの分け方でいえば「賦役労働 b) を理論的にはどう規定すべきであろうか。まえにこれを、ひとまず、剰余労働かつ不払労働とよんでおいたが、こうした規定の仕方——そもそもかかる労働を「賦役労働」とよんでよいかの問題をふくめて——は適切であるかどうか。

この問題は、慧眼な読者はすぐ気づかれるであろうように、ただちに例の「アジア的生産様式」のそれとむすびつく。

「アジア的生産様式」論を構成する多くの論点のなかで、とくに重要な意味をもつひとつに、かの「総体的奴隷制」という用語をめぐる解釈があり、「アジア的生産様式」を階級支配とみるか否かの問題で決定的なメルクマールをなしていること、周知の事実に属する。わたくし自身は、基本的に、マルクスの歴史認識＝歴史理論の役割とそれによって部分的な世界史上の諸史実を理解することとは、さしあたり——つまりマルクスの歴史理論の総体の理論的再構成が完了するまでは——まったく別個の問題と考えているので、いわゆる「アジア的生産様式論争」それ自体に積極的な関心を抱くものではない(平田清明氏が提起した、「経済学と歴史認識」の視座から思想としてのマルクス歴史理論をとらえかえせという問題に、右の「論争」当事者がほとんど興味を示していない、という事実もわたくしの「論争」への消極的態度の原因である)けれども、剰余労働の給付ときけば条件反射的に階級支配と考える「唯物史観史学」的論理に対してはひとつの反省材料として、上述の問題は重要な意味をもつと思われるので、そのかぎり「論争」に言及することとなる。

さて、マルクスは、ゲマインヴェーゼンが所有の主体をなす三つの形態のうち、第一の形態について論じながら、そのうちの「大多数のアジア的諸基本形態」(各種邦訳と論争での引用はこの「諸」を脱落させている。すなわち、第一形態の中の、少数の、非アジア的、諸基本形態および非基本的形態、の無視。)について、ここでは「総括的統一体がすべての小さなゲマインヴェーゼンの上に立つ、上位の、あるいは唯一の所有者であるかのごとくに現象する。」という有名な指摘をおこなっている。ここでの「唯一の所有者」においてマルクスが表象している「多くのゲマインヴェーゼンの父である専制君主」とは、わたくしの意見では、あくまで上位のゲマインヴェーゼンの人格的シンボルにすぎず、だからこそマルクスがこの君主を唯一の所有者で「あるかのように現象する(als erscheint)」と、そしてまた、このパラグラフのあとの箇所、「東洋の専制主義と、この専制主義において法律上あたかも実存するように見える無所有性とのただなかに、実際には、この部族あるいはゲマインデ的所有が基礎として実存している。」と述べたのだと思われる。邦訳および論争での引用は、この「現象」と

「実存」の論理的対比にまったく注目していない。すこしあとで用いられている表現では、この「上位の統一体」は、上記の「小さな諸ゲマインデのうえにうかぶ専制政府」でもある。「うえにうかぶ」(über die kleinen Gemeinden schwebenden....)という訳を原語の意を汲んで拡大すれば、「諸ゲマインデのはるか上空にふらふらとただよっている」、である。『資本論』の、「アジア的諸社会の不変性の秘密」を論じた部分での言葉では、この「社会の経済的な諸基本要素の構造は、政治的雲層部(Wolkenregion)にさわぐ嵐などによっては影響されない」(ディーツ版。I巻376ページ)のである。

これら「小さなゲマインデ」はまったく自給自足的であり、また再生産と剰余生産のいっさいの諸条件をそれ自身のなかにそなえている。ところで、この「剰余労働は貢納などの形でおこなわれることもあれば、また、あるいは専制君主という、あるいは観念上の部族本体たる神という、統一体の讃仰のためにする共同労働の形でもおこなわれる。」(『要綱』第三分冊。409ページ。訳文変更。)

この「貢納という形をとる剰余労働」という表現から、ある論者は「アジア的貢納制」といった段階的カテゴリーをうちだしたり、またある論者は、「剰余労働が貢納等の形で専制君主に収奪される階級社会としてのアジア的専制国家」という規定をひきだしたり、また別の論者は、「生産・再生産に関して専制君主に全面的に依存し、全剰余労働のみならず必要労働までも自由に収奪される」アジア的=総体的奴隷制、という理解を示した。マルクス自身が、はっきりと、「貢納」という形もとれば「讃仰のための共同労働」という形もとる、といっているのに、「剰余労働」という「階級的(!)」用語が登場してきたばかりに、あとのほうの「共同労働」はいとも簡単にネグレクトされてしまっているのである。

この「共同労働」とは、ほかにどんな形であられるかを、マルクスは上述の引用のすぐあとでのべている。そこでかれは、ゲマインデ所有を二つの形態、すなわち、(1)小さなゲマインデが相互に独立の労働単位を形成する形態と、(2)統一体が労働のゲマインシャフト性をも代表する形態(こちらが「大多数のアジア的諸基本形態」)に分け、そして、第一の形態すなわち共同体の内部で諸家族が分有地を独立に耕作する形態での共同労働が、共同体全員のための備蓄・戦争費・宗教的行事費をまかなうために行なわれる一方、第二の形態では、このような共同労働が「専制政府の事業」として果される、と述べている。後者のばあい、とくに重要なのは、用水路ならびに交通手段、であった。マルクスは特にしるしていないが、このばあい第二の形態のゲマインデ所有においても、戦争の費用は別として、共同体の備蓄やゲマインデ単位ないし上級共同体単位の宗教的行事費用のための共同労働を欠くことができないことは言うま

でもない。ただ後者にとっては、上位下位の共同体相互間の結合関係がことに重要であったため——発生的にはその結合関係が共同体のヒエラルヒーの物質的前提条件なのであるが——、用水路ならびに交通手段が重視されるにすぎない。

さて、問題は、このような「共同労働」がいわゆる剰余労働であるかどうか、剰余労働であるとしてもそれは階級的収奪の対象たる不払労働であるか否か、であった。

たんに「大多数のアジア的諸基本形態」にのみ視野狭窄症的に注目するのではなく、上記にいうゲマインデ所有の第一形態をも視野におさめてのことであるが、共同労働はあくまで、共同体の個々の成員が自己を共同体の一分肢として自己確証するための労働であるかぎり、共同体それ自体の継続的な再生産を維持することを目的としている。しかしそのためにこそ、個々の共同体成員は、第一形態でのように分有地を占有する家族としてか、第二形態でのようにゲマインデ単位での分業構造に参加している一成員としてかを問わず、個体として自己を再生産できなければならない。そのための労働はまぎれもなく「必要労働」であるだろう。農工の結合がゲマインデ単位が果されている第二形態のばあいには、ゲマインデが抱えこんでいる僧侶や警官や簿記係や踊子のために支出する生産物を生産する労働もまた、当然「必要労働」のカテゴリーに属する。

この必要労働を超えて行なわれる労働は、論理必然的に「剰余労働」でなければならない。第一、第二両形態をふくめて、共同体の成員がいつその集積の享受にあづかるかを予想できない備蓄、すなわち凶作時にそなえての備荒用食料の生産、戦時に生産を一時中止するばあい必要となる従軍者用・籠城用の食料や武器の生産、1年に数回の宗教的儀式に消費される諸物資の生産、これら非日常的突発的 necessary のための労働は、「剰余労働」いがいのものではないであろう。さきに注意を求めておいた、第二形態での「用水路および交通手段」のための労働もまた、まぎれもなく、この種の「剰余労働」にほかならない。まえにのべた、「貢納という形をとった剰余労働」はかかるものとして把握されなければならない。この「貢納」は本質的に「共同労働」としての剰余労働なのであって、所有の独占にもとずく収奪としての不払労働なのではない。不払労働であるということは、ただちに支配と隷属の関係を土台にもつということの意味しないのである。第一節において「共同体のための賦役労働」という概念に留意を求めたゆえんは実にここにある。

三

かつてわたくしは、平田清明氏の問題提起に眼をひらかれて、「もしモスクワのML研究所

が、『諸形態』直前の「本源的蓄積」の部分と『諸形態』直後の労働疎外論の部分とをいわゆる『諸形態』に包摂して単行本に編集していたら、その後の『諸形態』研究はかなり異なった次元でおこなわれていたであろう。」といった趣旨のことを述べた（『思想』、539号）。これは、『諸形態』を、共同体や土地所有の歴史叙述としてでなく、マルクスの経済学理論の構築過程において『諸形態』をはさむ一連の歴史研究が、じつは、所有とその転回としての支配を疎外論の視座で探究されていたという認識に立って追思惟すべきである、という提言であった。この提言はまた、経済学の世界認識のための歴史研究を、歴史学研究のための、史実の追認のための歴史研究に墮せしめるべきではない、という提言をも包含していたが、このことをも含めて、右の提言は十分に了承されたとはいえないようである。依然として『諸形態』研究は、形のうえだけ見ても、ソ連版の原型を尊重した国民文庫版や青木文庫版を利用してなされており、『要綱』邦訳版を利用してさえ、第三分冊の『諸形態』の部分しか研究の対象とされていない。しかし、今は『諸形態』研究の基本的な方法論を展開するつもりで、このようなことを述べているのではない。『諸形態』をはさむ諸節を『要綱』体系のなかで位置づけようとする姿勢があるならば、たとえ『要綱』の総体的把握とまではゆかなくとも——現にわたくし自身が盲目的な模索のただなかにいるが——、アジア的共同体における「共同体のための賦役労働」という、さきの問題への明快な解答をごく容易に見出せたであろう、といたいだけである。かつて、「『アジアの生産様式論』のため味読すべき文章。」とのみ参照を求めておいたのがそれである（『思想』、543号）。

この文章は、『要綱』邦訳でいえば、第三分冊の459ページ（『諸形態』は450ページで終る。）にはじまる「流通費用。交通手段と運輸手段。うんぬん」と題された一節にふくまれている。この一節は、流通それ自体が費用を要し、それ自体剰余労働を必要とするかぎりでは流通自体が生産過程に包含された一契機として把握されねばならぬとの方法に立って、普遍的世界市場を窮極の活動舞台とする資本が、一般には低廉な運輸手段と交通手段との生産を必要な条件とするのに、これらの生産が私的資本によってよりは国家によって営なまれているのはなぜか、にもかかわらず、これら流通の物質的諸条件はいかに資本の生産からはなれた特殊なケースを形成しないか、を論じた一節である。

マルクスはここで、資本が道路建設を営利事業としていとなみうるための諸条件を列挙しながら、「アジアにおける灌漑などや、そのほかにもヨーロッパで諸政府によって今も建設されているもののように。」、ゲマインヴェーゼンそのものを代表する政府にかわって資本がこれを引き上げるためには、資本家的生産のきわめて高度な発展が必要であると述べている。いい

かえると、資本家の生産の一般的諸条件でありながら、同時に生産の「ゲマインシャフト的諸条件」でもありうるような社会的富の生産を資本は「国家的必要物」の名のもとに国家におしつける、というのであり、この関心に立ってアジアの諸事態も視野におさめた。

現代風にいえば、外部経済の内部経済化、という問題であろうが、問題を社会的分業一般の次元にまで拡大してみるならば、たとえそれが結果として資本家の生産にとっての一般的でかつ個別的な諸条件として役立つことになろうとも、それが同時に「生産のゲマインシャフト的諸条件」であり、1箇のゲマインヴェーゼンにとって「必要な使用価値」であるかぎりでは、道路は建設されるし、されねばならない。マルクスはこの節の別の箇所では、「本源的・アジア的な、自給自足的な諸ゲマインヴェーゼンにおいては、一方では道路にたいする必要が少しもないばあいもあるし、他方では道路の不足が諸ゲマインヴェーゼンに固く門戸を閉じさせ、したがって(インドでのように)諸ゲマインヴェーゼンの不変の存続の本質的な一契機をなすこともある。」(同上、461ページ)と見ながらも、道路建設のための支出は、「賦役労働によっておこなわれようと、租税によって行なわれようと」本質において変わらない、とした。

そしていう。

「道路が建設されるのはただ、それがゲマインデにとって必要な使用価値であり、ゲマインデがそれをぜひとも必要とするからにすぎない。もちろんこれは、ほかならぬひとつの剰余労働であって個々人はそれを、賦役の形態であれ租税を媒介とした形態であれ、個々人の生存に必要な直接労働をこえておこなわなければならない。しかしその労働がゲマインデにとって、またそのゲマインデの成員である個々人にとって必要であるかぎりでは、それはかれが果した剰余労働ではなくて、かれの必要労働の一部である。すなわち、かれがゲマインデの成員として自己を再生産し、それをもって、それ自体がかれの生産的活動の一般的条件であるあのゲマインヴェーゼンを再生産するために必要なのである。」(同上、462ページ。力点引用者。)

一般的にいえば、この「共同体のための剰余労働」＝「共同体・共同体成員のための必要労働」は、「不払労働」であるとはかぎらない。それに一定の報酬が支払われてもよい。つまり、「国のゲマインシャフト的な剰余生産物からの控除」の一部が労働に支払われてもかまわない。だが視野をアジアにかぎるなら、その「賦役労働」は普通には不払であろうし、そのゆえに、集团的結合労働を組織するばあいには、「エジプトやエトルリヤ、インドなどで人民を強制建築や公共の強制事業に協働させるべく暴力的な狩りたて」(同上・465ページ)が行なわれたのである。すなわち、この必要労働は、たんに不払いでありうるばかりでなく、暴力的な強制

労働の形をもとりうる。さらにいえば、この共同労働は、用水路や道路といった可視的に有用な生産手段の生産にばかりでなく、防衛用の城郭建築や、ゲマインヴェーゼンの人格的シンボルたる「専制君主」や共同体神の宗教的な讃仰という、それ自体は非生産的な事業にさえ行なわれうるのである。後者の代表的なものが、ピラミッドの建設であろう。

唯一の支配者の、たとえば墳墓の建設のための不払強制労働。このようなイメージほど「アジア的専制主義」を表象せしめるものはないであろう。だがしかし、これだけの諸要素の組みあわせのみをもってしては——すなわち一方ではその「強制」の沿源としてのたとえば「征服」等々の諸条件、他方では当該ゲマインヴェーゼンにおける直接的生産者ないしゲマインデとその直接無媒介の支配者との関係の構造を度外視して——、ただちに、その不払の強制労働を、支配と隷属の関係に発するものと規定することはできないこと、上述に明らかである。とはいえ、理論的にはともかく、事実判断の上では、かかるものとしての「賦役労働」ないしは「貢納」が、ゲマインヴェーゼンへの共同労働としての「租税」なのか、あるいは土地の排他的所有にもとづく「地代」なのかを区別するのは容易ではない。このことは、「ニューヨーク・デイリー・トリビューン」紙にいわゆる「インド通信」を送っていたマルクスが、1853年の第一次通信でとっていた全土王有説の単純さを反省して、1858年段階（まさに『要綱』の執筆時！）にとった態度に徴してもわかる。58年6月7日付けの通信は、当時のイギリスにおけるインド土地所有権論争を、「貢納＝租税」説と「貢納＝地代」説とに二大別して両説を紹介しながら——かれ自身としては前者に好意的——、決定的な判断を下していない（『諸形態』と『インド通信』におけるアジア社会像、『社会科学年報』第1号、184ページ参照）。

小論の冒頭にあげた「工場主とボヤール」の節において掲げられた、ルーマニアでは「賦役労働から農奴制が発生した。」という叙述は、『諸形態』では、前記の、ゲマインデ所有の第一形態の箇所ですでに、備蓄や戦争および宗教的儀式のための共同労働のなかに、「もっとも本源的な意味での領主的ドミニウム（直領地所有＝支配）」が発現しうる芽があり、スラヴ人やルーマニア人のゲマインデでは、ここから「賦役などへの移行」がはじまると述べられていた。逆説めいたいい方をすれば「必要労働としての剰余労働」という内実をおびた賦役労働ないしは貢納が、狭義のアジア的諸基本形態においてもまた成立しえたとすれば、ここにもまた、アジア固有のプロセスを媒介とした「賦役などへの移行」の途が示されてよいはずであった。この点への追究を途中で打ちきったことが、そのご「アジア的生産様式論争」を満面開花せしめたひとつの大きな原因をなすであろう。他の機会でも述べたとおり、わたくしは、マルクスのアジア・スラヴ等々の共同体研究は「労働者と生産手段の本源的統一の再建」（『剰余価値

学説史』)の物質的諸条件を資本主義の構造の中に求めるといふ、すぐれて理論的な関心の光の下でのみ果されたと考える。つまり、それらはローマ的共同体研究とならんで、西ヨーロッパ封建制(という意味での「農奴制」)の構造の解明したがって本源的蓄積の固有に西ヨーロッパ的な過程の解明のための準備的研究としてのみ意義があるとする見解に立つがゆえに、極端ないかたをすればマルクスのアジア社会像がその後の歴史学的研究で全面的に否定されてしまっても、かれの歴史理論の基本的骨格にはなんら重大な影響を与えないと信ずるものであるが(このことは現段階の「唯物史観史学」それ自体が転倒的に示している。百花燦乱たる「アジア的生産様式論争」の盛行にもかかわらず、「唯物史観史学」そのものへの原則的反省がそこから発生してくる気配はうかがえない。)、にもかかわらず、「共同体のための賦役労働」の問題に注目するのは、これがたんに、「アジア的生産様式」の本質理解のひとつのポイントをなすばかりでなく、さしあたりは農奴制の生成過程における、そしてひろくはあの「流通用」の節の末尾で提起された「ゲゼルシャフト的生産のゲマインシャフト的・一般的諸条件」の構築において果される「ゲマインヴェーゼンとしての国家」の役割の問題に関する、ひとつの手がかりをそこに予感するからにほかならない。

最後にひとつ、あのルーマニアにおける賦役と農奴制の問題がなにゆえに『資本論(地代発生史)』のあの箇所にすえられたのか、という疑問を未解決の課題として掲げておかなければ片手おちのそしりはまぬがれまい。あのパラグラフを「再版農奴制」という意味あいで「グーツ経営」成立過程と読むべきでないとしたら、ほかにどのような解釈が可能であろうか。切に識者のご高教を仰ぎたい。

社会科学年報 第5号(予告)

特集テーマ 両大戦間の法と経済

<論文>

執筆者： 打田峻一、加藤幸三郎、佐々木 享
隅野隆徳、梶井義雄、宮田三郎

<回顧> 勝本正晃

<学界展望> 西岡幸泰

<ノート> 石渡貞雄

<書評>

*** 目下鋭意編集中、3月末刊行予定***